

様式第1号

長期優良住宅建築等計画認定に係る事前調査書

| | | |
|--------|---|---|
| 申請者記入欄 | ふりがな 申請者氏名 | |
| | 建築場所 | 岡崎市 |
| | 代理人 | 氏名： 資格：() 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号 郵便番号： 所在地： 電話番号： FAX番号： |
| | 建築確認申請 | 提出先機関名： <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得済み (年 月 日 番号 |
| | 法第6条第1項第4号関係（自然災害基準） | |
| ※ | <input type="checkbox"/> 「土砂災害特別警戒区域」 <input type="checkbox"/> 「急傾斜地崩壊危険区域」 <input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 「洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域」 <input type="checkbox"/> 該当なし | |

法第5条に基づく認定を受けようとするときは、事前調査書を添付してください。

事前に申請者様(代理者様)にて記入してください。

事前に申請者様(代理者様)にて区域を確認して☑してください。区域の確認方法については次ページをご覧ください。

※自然災害基準に関する区域の確認方法は次ページにあります。

認定対象住宅がこれらの区域内にある場合は、維持保全計画書に自然災害のリスクに応じて、被災した場合においても長期にわたり良好な状態で使用できるための点検・修繕等の必要な維持保全を行う旨を記載してください。

事前に申請者様(代理者様)にて担当課窓口を持ち回りをしてください。☑は職員がいたします。

| | | | |
|-------|-----------------------------|--|-----|
| 職員記入欄 | 法第6条第1項第3号関係（居住環境基準） | | 確認印 |
| | 都市計画課 | <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第9項 「地区計画等」 () 地区 【届出 有 無】 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第6項 「都市計画施設の区域」 (施設名) 【許可 要 否】 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第7項 「市街地開発事業の区域」 (区域名) <input type="checkbox"/> 該当なし | 印 |
| | まちづくりデザイン課 | 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、景観法 <input type="checkbox"/> 「眺望景観保全地域（特別地域）」 景観協議 届出 (大樹寺から岡崎城天守への眺望保全地域) 【要 否】 【要 否】 <input type="checkbox"/> 「景観形成重点地区」 (□八帖地区 □藤川地区) 【要 否】 【要 否】 <input type="checkbox"/> 「景観形成一般地区」 (市内全域) 【要 否】 【要 否】 | 印 |

(岡崎市) 自然災害基準に関する区域の確認方法

岡崎市内に指定状況が有る区域について、対応マップ、窓口又は電話にて確認してください。

| 自然災害基準に関する各区域 | 指定状況 | 対応マップ | QRコード | 担当窓口 |
|--|------|--|---|---------------------------|
| 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域 | 無し | | | |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 | 有り | マップあいち 「地すべり防止区域(建設局所管)・急傾斜地崩壊危険区域」 |  | 西三河建設事務所 (Tel:27-2758) |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂法)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 | 有り | マップあいち 「土砂災害情報マップ」 |  | 西三河建設事務所 (Tel:27-2758) |
| 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域 | 無し | | | |
| 津波防災地域づくりに関する法律(津波法)第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域 | 無し | | | |
| 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域 | 無し | | | |
| 水防法第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域 | 有り | マップあいち 「水害情報マップ」 |  | 西三河建設事務所 (Tel:27-2758) |
| 水防法第14条の2第1項に規定する雨水出水浸水想定区域 | 無し | | | |
| 水防法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域 | 無し | | | |
| 土砂法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域 | 有り | マップあいち 「土砂災害情報マップ」 |  | 西三河建設事務所 (Tel:27-2758) |
| 津波法第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 | 無し | | | |

◀災害危険区域は、R4.6付で市内全区域廃止されました。

・岡崎市内においては、「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」内に対象となる建築物がある場合は認定しません。ただし、敷地が区域にあったとしても建物が区域内になければ認定します。

・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域以外の災害リスクがある区域については、規定する法律等による基準に適合する必要があるとともに、各災害リスクに応じた必要な措置を可能なかぎり検討してください。

また、維持保全計画書に自然災害のリスクに応じて、被災した場合においても長期にわたり良好な状態で使用できるための点検・修繕等の必要な維持保全を行う旨を記載してください。